

ワンストップ特例申請書の提出について

このたびは、新居浜市へご寄附いただき、誠にありがとうございました。

ワンストップ特例制度をご希望される方は、裏面「ワンストップ特例申請書と確認書類の添付について」をご一読いただき、別紙申請書の内容をご確認後、チェック及び必要書類を添付のうえ、**寄附をした年の翌年1月10日必着**(変更届も同じ)で新居浜市にご提出ください。

提出されない場合、ワンストップ特例は適用されませんので、ご注意ください。

※ ご自身で申請書をダウンロードしてお送りいただいた場合でもこの書類を発送しております。

その場合は同封のワンストップ申請書は破棄していただけますと幸いです。

【ご注意ください】

確定申告をする方や 6 団体以上にワンストップ特例を申請する方などは、特例が適用されませんので、ワンストップ特例申請の提出は必要ありません。

(ワンストップ特例申請をしても適用されない場合)

- ・ 医療費控除の申告などのため、確定申告をした、又は住民税の申告をした
- ・ 6 団体以上にワンストップ特例を申請した
- ・ 寄附した翌年の1月1日の住所地が申請書に記載された市町村ではなくなったにもかかわらず、変更の届出がされていない

※ 「ワンストップ特例受付完了通知」については、寄附申込時に登録されたメールアドレスへ、以下のメールアドレスより連絡をさせていただきますので、ご確認をお願いいたします。

【 E-mail : ehime-niihama-city@do-furusato.com 】

※ 書類不備の場合は、ワンストップ特例は適用されませんので、不備の連絡があった場合には、できるだけ早く返送いただきますようお願いいたします。

ワンストップ特例が適用されなくなった方がふるさと納税に係る寄附金控除を受けるためには、確定申告においてふるさと納税に係る寄附金を申告する必要があります。

【自治体マイページのご案内】

自治体マイページへの
アクセスはこちら／



マイページでは寄附状況の確認や、
各種手続きが可能です。

URL: <https://mypg.jp/>

マイナンバーカードをお持ちの方は、
オンラインでの申請も可能です。

【お問い合わせ先】

〒792-8585

愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市役所 経済部 観光物産課

TEL : 0897-65-1261 FAX : 0897-65-1305

E-mail : furusato-niihama@city.niihama.lg.jp

※本書類は提出不要です

ワンストップ特例申請書と確認書類の添付について

太枠内の記載内容に誤りがないかをご確認ください。誤りがある場合は、二重線を引き、正しい内容を記載してください。

該当寄附の申請書を既にご提出済みの場合は、ご提出いただく必要はございません。

自治体名をご確認ください。

押印は不要です。

個人番号(12桁)をご記入ください。

寄附をした翌年1月1日時点の住民税課税住所が記載されていることをご確認ください。内容に間違いがあった場合は訂正箇所に二重線を引いて訂正してください。

※1 この修正による、返礼品の配送先変更や書類の送付先変更はお受けできませんのでご注意ください。

返礼品の配送先変更や書類の送付先変更をご希望の方は、別途ご連絡ください。

※2 記載された住所の市町村に対し、自治体から税額控除のために通知を行います。

確定申告をされない方はチェックをお願いします。

① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である

(注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。
(1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条(第1項ただし書を除く。)の規定の適用を受ける者
(2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出(当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。)を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である

(注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、当該寄附金の提出(当該寄附金の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。)の提出に際して、当該寄附金の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出(当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。)を要しない者

寄附をした自治体が5自治体以内の方はチェックをお願いします。

ワンストップ特例申請書 5つの注意点

1	オンライン申請や、当該寄附の申請書を既にご提出済みの場合、 再提出は不要 です。 ※すでに、各ポータルサイトや自治体マイページにてオンライン申請済みの方や、ご自身で書類をダウンロードし郵送済みの方は、本書類同封の申請書の提出は不要です。
2	申請書の記載内容に誤りがある際は、 二重線を引き、正しい内容を記載 してください。
3	自治体名をご確認ください。 ※他自治体宛の申請書では受付することができません。
4	確認書類は正しい組み合わせ でご用意ください。 ※必ず個人番号確認書類1種類、本人確認書類(写真付きなら1種類、写真なしなら2種類)の提出をお願いします。 ※住民票を個人番号確認書類として提出する場合、マイナンバーの記載された住民票をご準備ください。
5	切り取った確認書類は、めくれないようにテープ、又はのりで貼り付けてください。 個人番号確認書類の場合 ：必ず個人番号が表記された面を表にして貼り付けてください。 本人確認書類の場合 ：必ず氏名・生年月日が表記された面を表にして貼り付けてください。